

議案第7号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(授業料、受講料及び聴講料の徴収)

第7条 略

2 大学校の研修課程の研修を受講する者（以下「研修生」という。）に対しては、月額1万円（受講期間が12月である場合にあっては、年額11万1,600円）の受講料を徴収する。ただし、新たに農業経営を営もうとする者が受講する研修で規則で定めるものについては、受講料を徴収しない。

3 略

(授業料、受講料及び聴講料の徴収)

第7条 略

2 大学校の研修課程の研修を受講する者（以下「研修生」という。）に対しては、月額1万円の受講料を徴収する。ただし、受講期間が12月である場合の受講料の額は、年額11万1,600円とする。

3 略

附 則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。